

公益財団法人佐賀県産業振興機構における研究活動の
不正行為への対応等に関する規程

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県産業振興機構（以下「財団」という。）において行われる研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応等に関しては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「特定不正行為」とは、財団において研究活動に従事する職員（以下「研究員」という。）が研究の立案、計画、実施又は成果の取りまとめにおいて行う次に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われたものに限る。

- (1) ねつ造（存在しないデータ、研究・実験結果等を作成することをいう。）
- (2) 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）
- (3) 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。）
- (4) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

2 この規程において「研究資金提供機関等」とは、特定不正行為に該当する研究に資金を提供又は配分している機関をいう。

(研究員の責務)

第3条 研究員は、研究活動上の特定不正行為及びその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他の研究員による特定不正行為及びその他の不適切な行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究員は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修（以下「研究倫理教育」という。）を定期的に受講しなければならない。
- 3 研究員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するために、研究データ等を一定期間適切に保存及び管理し、開示の必要性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 前項の研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等の「資料」の保存期間は、原則として、論文等の発表後10年間とする。また試料（実験試料、標本）や装置等の「もの」の保存期間は、原則として論文等の発表後5年間とする。ただし、正当な理由がある

と認められる場合は、この限りではない。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、財団全体を統括し、財団の運営・管理について最終責任を負うもので、財団の理事長をもって充てる。ただし、理事長が第5条第2項に規定する通報者又は第8条第1項に規定する調査象者である場合は、財団の副理事長がこれを行う。

2 最高管理責任者は、研究倫理の向上並びに研究活動上の特定不正行為及びその他の不適切な行為の防止に関して、適切な措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、研究員に対し研究倫理教育を定期的に行うものとする。

(通報窓口の設置)

第5条 財団は、次に掲げる連絡先を特定不正行為に関する通報又は相談(以下「通報等」という。)の窓口(以下「通報窓口」という。)とする。

(1) 通報窓口1

佐賀県産業イノベーションセンター(以下、「センター」という。)

産業振興部 研究開発振興課

住所：佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝114番地

電話：0952-34-4413 FAX：0952-34-5523

E-Mail：kenkyuu@mb.infosaga.or.jp

(2) 通報窓口2

九州シンクロトロン光研究センター(以下「研究センター」という。)

利用企画課

住所：佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地

電話：0942-83-5017 FAX：0942-83-5196

E-mail：riyou@saga-ls.jp

2 通報等を行う者(以下「通報者」という。)からの通報等は、通報窓口で受け付けるものとする。

(通報等)

第6条 特定不正行為があると思料する者は、何人も通報窓口を通して通報等を行うことができる。

2 通報等は原則として、書面、ファクシミリ、電子メール等により、通報者が発した内容の記録が残る方法によるものとする。電話若しくは面談等により口頭で通報等が行われた場合には、センター及び研究センターは通報窓口において速やかに書面に書き起こして受け付けるものとする。

- 3 通報等は原則として、通報者の氏名、所属、住所若しくは居所並びに特定不正行為の存在を、それらの客観的な根拠（身分を証明できるものの提示と、特定不正行為の存在の客観的根拠の提示又は提供）とともに示されたものとする。ただし、通報者はその後の調査等において、氏名等について匿名を希望することができるものとする。
- 4 匿名による通報等があったときは、特定不正行為の存在を、その客観的な根拠とともに示されたものであることをもって前項の通報等の条件を満たすものとするができる。
- 5 学会等の外部機関からの特定不正行為の疑いの指摘は、第3項の通報等とみなすことができる。
- 6 報道機関等からの特定不正行為の疑いの指摘は、第3項の通報等とみなすことができる。
- 7 インターネット等の情報交換の場にセンター及び研究センターの特定不正行為の疑いが掲載されていることを財団が知ったときは、その時をもって、その掲載内容を第3項若しくは第4項の通報等とみなすことができる。

（通報等の報告）

第7条 通報等を受け付けた通報窓口の担当者は、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

（通報者等及び通報等の取扱い）

- 第8条 最高管理責任者は、通報等についての調査結果を公表するまで、通報者及び通報等に係る該当者（以下「調査対象者」という。）の存在の秘密を守るとともに、調査過程における秘密保持を徹底しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、通報等が悪意に基づくもの（不正の利益を得る目的又はその他の不正な目的）と判明しない限り、単に通報等をしたことをもって通報者に不利益が及ぶ扱いを行ってはならない。

（予備調査）

第9条 第7条に係る報告（以下「通報等の報告」という。）を受けた最高管理責任者は、速やかに、次に掲げる者で構成される予備調査委員会を設置する。

- （1）最高管理責任者
- （2）センターの研究開発振興課長（以下「研究開発振興課長」という。）または、研究センターの利用企画課長（以下「利用企画課長」という。）
- （3）その他、最高管理責任者が必要と認める者

- 2 予備調査委員会は、速やかに通報等の報告に係る事案を受理することが妥当であるか否かの確認を行い、予備調査を実施するか否かの判断を行う。なお、当該判断を行うにあたり、予備調査委員会は、通報者及び調査対象者から意見を聴くことができる。
- 3 前項において予備調査を実施するとの判断があった場合、予備調査委員会は、通報等の

信ぴょう性、通報内容の合理性などの調査可能性等について予備調査を行い、通報等を受けた日から 30 日以内に本調査の実施の要否を決定するものとする。なお、通報者及び調査対象者については、予備調査委員会から必ず忌避されなければならない。

- 4 最高管理責任者は、前項の規定に基づき本調査を実施することを決定したときは、本調査の開始を通報者、調査対象者及び研究資金提供機関等に通知するものとする。なお本調査を実施しないときは、本調査をしない旨をその理由と併せて通報者、及び調査対象者に通知するものとする。

(本調査)

第 10 条 最高管理責任者は、前条第 3 項の規定に基づき本調査を実施することを決定したときは、その決定した日から 14 日以内に調査委員会を設置し、本調査の実施に着手しなければならない。

- 2 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。なお、通報者及び調査対象者については、調査委員会から必ず忌避されなければならない。

- (1) 最高管理責任者
- (2) 研究開発振興課長または、利用企画課長
- (3) 弁護士等の外部有識者
- (4) その他、最高管理責任者が必要と認める者

- 3 前項第 3 号の委員の数は、調査委員の半数以上でなければならない。

- 4 最高管理責任者は、調査委員会を設置した後、通報者及び調査対象者に、委員の氏名、所属等の情報を含む調査委員会の構成を通知することとする。

- 5 通報者及び調査対象者は、調査委員会の構成の公正性に疑義があるときは、前項の通知が発せられた日から 7 日以内に異議を申し立てることができる。

- 6 最高管理責任者は、前項の異議が妥当であると認められるときは、異議に該当する委員の変更をすることができる。

(調査委員会に係る守秘義務)

第 11 条 予備調査委員会及び調査委員会の構成員及びその他本規程に基づき特定不正行為の調査に関係した者は、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、第 20 条に規定する結果の公表によって法的手段を講じる場合は、この限りでない。

(調査)

第 12 条 調査委員会は、調査方針、調査対象及び方法等について明確にした上で、調査に取り組みなければならない。なお、調査方針、調査対象及び方法等の明確化に際しては、予め研究資金提供機関等に報告、協議しなければならない。

- 2 調査委員会は、通報等に係る内容について、不正の有無及び不正の内容、関与した者及

びその関与の程度等について調査するものとする。この場合において、調査委員会は、調査対象者が関与する外の事案においても特定不正行為の有無等について調査すべきと思料する場合は、当該外の事案についても調査を行うことができる。

- 3 調査委員会は、調査対象者に対して、事情聴取、関係資料の提出、事実の証明及びその他調査に必要な事項を求めることができる。
- 4 調査委員会は、センターまたは研究センターが所管する資料等であって調査に必要なあらゆるものを調査することができる。
- 5 調査委員会は、調査対象者に対して調査の対象となっている事案に係る公的研究費の使用停止と研究活動の停止を要求することができる。ただし、この停止の要求は、必要最小限にとどめなければならない。
- 6 調査委員会は、調査案件が複数の独立した事案に分類できるなどの特段の事情があるときは、それぞれの事案毎に調査し、第 15 条に規定する認定を行うことができる。

(調査への協力等)

- 第 13 条 調査対象者は、調査委員会による調査に協力するものとし、誠実に対応しなければならない。センターまたは研究センターの職にあった者は、退職後においても同様とする。
- 2 調査委員会から調査への協力の求めがあったとき、調査に必要な情報若しくは資料等を有する者は、その調査に協力するものとする。
 - 3 前条第 5 項に規定する公的研究費の使用停止及び研究活動の停止の要求を受けた者は、研究資金提供機関等への影響に十分に配慮して、誠実に対応しなければならない。

(悪意に基づく通報等)

- 第 14 条 調査委員会がその調査の過程において通報等が悪意に基づくもの(不正の利益を得る目的又はその他の不正な目的)であったと判断した場合であって、相当の調査を行っても不正の事実が見いだされない場合、その調査を中止することができる。ただし、悪意に基づく通報等であるとの判断を行う場合、調査委員会は通報者に弁明の機会を与えなければならない。

(認定)

- 第 15 条 調査委員会は、調査の結果に基づき、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について、本調査の開始日から 60 日以内に認定を行わなければならない。
- 2 前条における悪意に基づく通報等であるとの判断についても、前項と同時に認定を行わなければならない。
 - 3 調査委員会は、第 10 条第 4 項の通知が発せられた日から 7 日を経過するまで、前 2 項

に係る認定をしてはならない。

(調査結果の通知)

第 16 条 最高管理責任者は、調査委員会による前条第 1 項若しくは第 2 項の認定又は次条第 4 項の認定に基づき、通報者、調査対象者及び研究資金提供機関等に対して調査結果を通知するものとする。

2 調査対象がセンターの場合は、第 1 項に加えてセンター所長に対して調査結果を通知するものとする。調査対象が研究センターの場合は、第 1 項に加えて研究センター所長に対して調査結果を通知するものとする。

(異議申立て)

第 17 条 通報者及び調査対象者は、前条の調査結果の通知から 7 日以内に限り、最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。ただし、調査結果に対して同一の証拠を用いて同一の趣旨の異議を申し立てることはできない。

2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、研究資金提供機関等に報告し、調査委員会においてその内容を審査するものとする。

3 調査委員会は、前項の審査において再調査の必要性を認めた場合、再調査を行うものとする。この場合において、異議申立ての内容が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者に対して、委員の交代若しくは追加をさせることができるものとする。委員の交代若しくは追加があったときは、調査委員会の公正性を保つため、第 10 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用するものとする。

4 最高管理責任者は、異議申立ての却下及び再調査を行うことを決定したときは、研究資金提供機関等に報告するものとする。

5 前項の再調査を行う場合、調査委員会は調査を行い、その開始から 30 日以内に調査内容の認定を行わなければならない。ただし、第 10 条第 4 項の通知が発せられた日から 7 日を経過するまで、調査委員会は係る認定をしてはならない。

(最終報告書の作成)

第 18 条 調査委員会は、第 16 条による最後の通知の後、調査対象者から有効な異議申立てがなくその内容が確定した場合、根拠を示す資料を含め最終報告書を作成しなければならない。

(調査結果に対応した措置)

第 19 条 最高管理責任者は、前条による最終報告書に基づき、その調査結果を通報者、調査対象者及び研究資金提供機関等に通知する。

2 調査対象がセンターの場合は、第 1 項に加えてセンター所長に対して調査結果を通知す

るものとする。調査対象が研究センターの場合は、第 1 項に加えて研究センター所長に対して調査結果を通知するものとする。

- 3 最高管理責任者は、原則として通報等を受けた日から 210 日を経過する前までに、研究資金提供機関等に対して、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む報告書を提出するものとする。期限までに調査が完了しない場合は、調査の中間報告を研究資金提供機関等に提出するものとする。
- 4 前項のほか最高管理責任者は、研究資金提供機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を研究資金提供機関等に提出することができる。
- 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、研究資金提供機関等による当該事案に係る資料の閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査結果の公表)

第 20 条 最高管理責任者は、特定不正行為があったと認められたときは、前条第 1 項及び第 2 項の規定による措置に加え、速やかに調査結果等を公表するものとする。ただし、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合は、この限りでない。公表する場合において、特に不開示とする必要があると認められる項目については、その公表の全部又は一部を制限することができる。公表する内容には次の各号の内容を含めるものとする。

- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名及び所属
 - (2) 特定不正行為の内容
 - (3) 公表までに行った措置の内容
 - (4) 調査委員会委員の氏名及び所属
 - (5) 調査の方法、手順等
- 2 最高管理責任者は、社会的影響が大きい事案の場合及び調査事案が外部に漏洩していた場合など、調査の途中であっても、必要に応じてその中間報告として公表することができるものとする。

(委員会の事務)

第 21 条 予備調査委員会及び調査委員会に関する事務は、研究開発振興課が所掌する。

(改定等)

第 22 条 最高管理責任者は、必要に応じて、本実施規程を改定することができる。

- 2 この規程に定めるものの他、この規程の実施に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附則

この規程は、令和2年2月7日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

九州シンクロトン光研究センターにおける研究活動の不正行為への対応等に関する規程は廃止する。